拒絶査定

Decision of Refusal

Japanese Patent Application No. 2002-292464

特許出願の番号	特願２００２－２９２４６４
起案日	平成２０年　６月２０日
特許庁審査官	河原　英雄　　８５０６　２Ｄ００
発明の名称	車載用表示装置
特許出願人	富士通テン株式会社
代理人	西教　圭一郎（外　２名）

この出願については、平成１９年　６月１４日付け拒絶理由通知書に記載した理由２によって、拒絶をすべきものです。

なお、意見書及び手続補正書の内容を検討しましたが、拒絶理由を覆すに足りる根拠が見いだせません。

備考

[請求項１－３について]

出願人は、特許請求の範囲を補正するとともに、意見書において「引用文献１、２には、透過型表示手段が、表示手段から表面側に間隔をあけて設置される構成について何ら開示されていない。前記構成によって、運転者などからの視距離も車載用表示装置の表面より遠方になり、画像を見る際の視認性を向上させることができる。」とし、本願の請求項１ないし３に係る発明は当業者が容易に発明できたものではないとの主張をしている。

確かに、引用文献１には、液晶表示器と透明ＥＬ表示器とを互いに間隔をあけて配置することは記載されていない。

しかしながら、引用文献１に記載された発明において、液晶表示器と透明ＥＬ表示器とを接触して配置しなければならないとする事情は何ら認められないこと、及び一般に液晶表示器とタッチパネルとを組み合わせて配置する場合に、これら液晶表示器とタッチパネルとの間に間隔をあけることは周知の技術（例えば、特開平１１－６５７６４号公報（段落０００２－０００４、図３）及び特開２００２－２２５７２４号公報（段落００１１、００１２、図１）参照）であることから、引用文献１に記載された発明において、タッチパネルに積層された透明ＥＬ表示器（図１２参照）と液晶表示器とを間隔をあけて配置することは、当業者が普通に想到し得ることである。そして、「運転者などからの視距離も車載用表示装置の表面より遠方になり、画像を見る際の視認性を向上させることができる。」という効果は、当業者が予期し得る範囲内のものである。

したがって、本願の請求項１ないし３に係る発明は、依然として、上記拒絶理由通知書で提示した引用文献１ないし３に記載された発明に基づいて、当業者が

容易に発明をすることができたものである。出願人の主張は採用できない。

この査定に不服があるときは、この査定の謄本の送達があった日から３０日以内（在外者にあっては、９０日以内）に、特許庁長官に対して、審判を請求することができます（特許法第１２１条第１項）。
（行政事件訴訟法第４６条第２項に基づく教示）
この査定に対しては、この査定についての審判請求に対する審決に対してのみ取消訴訟を提起することができます（特許法第１７８条第６項）。

上記はファイルに記録されている事項と相違ないことを認証する。
認証日　平成20年 6月24日　経済産業事務官　池田　澄夫